

	港の管理事務に関する重要事項について審議し、意見を具申すること。	
--	----------------------------------	--

広島市青少年と電子メディアに関する審議会	青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例（平成 20 年広島市条例第 35 号）の規定により、市長の諮問に応じ、青少年を電子メディアから引き離すための取組、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準その他市長が必要と認める事項について調査し、又は審議すること。	教育委員会 青少年育成 部育成課
広島市食育推進会議	食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の規定により、本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進するほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。	教育委員会 学校教育部 企画課

改める。

第 2 条 広島市事務組織規則の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 4 項生活課の分掌事務第 2 8 号及び第 2 9 号中「西区役所」の右に「安佐南区役所」を加える。

第 3 条 広島市事務組織規則の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 4 項第 6 号中「劇物販売業の登録」を「劇物販売業等の登録等」に改め、同項第 7 号中「劇物販売業」を「劇物販売業等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 7 月 22 日から、第 3 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

（広島市報発行規則の一部改正）

2 広島市報発行規則（昭和 55 年広島市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「企画総務局総務課長」を「企画総務局法務課長」に改める。

（広島港湾委員会規則の一部改正）

3 広島港湾委員会規則（昭和 34 年広島市規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「道路交通局臨海開発課」を「都市整備局臨海開発課」に改める。

（広島市農業振興対策審議会規則の一部改正）

4 広島市農業振興対策審議会規則（平成 17 年広島市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「経済局農林水産部」を「経済局農林水産部農政課」に改める。

（広島市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正）

5 広島市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和 56 年広島市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「社会局保健部保健医療課」を「健康福祉局保健部保健医療課」に改める。

（広島港旅客さん橋運営審議会規則の一部改正）

6 広島港旅客さん橋運営審議会規則（昭和 43 年広島市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「道路交通局臨海開発課」を「都市整備局臨海開発課」に改める。

（広島市緑化推進審議会規則の一部改正）

7 広島市緑化推進審議会規則（昭和 50 年広島市規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市整備局緑化推進部」を「都市整備局緑化推進部緑政課」に改める。

（広島市男女共同参画審議会規則の一部改正）

8 広島市男女共同参画審議会規則（平成 13 年広島市規則第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「市民局人権啓発部男女共同参画室」を「市民局人権啓発部男女共同参画課」に改める。

（広島市行旅病人及び行旅死亡人の救護及び取扱いに関する規則の一部改正）

9 広島市行旅病人及び行旅死亡人の救護及び取扱いに関する規則（昭和 62 年広島市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「社会局長」を「健康福祉局長」に改める。

（広島市老人ホーム入所措置等に関する規則の一部改正）

10 広島市老人ホーム入所措置等に関する規則（昭和 62 年広島市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「社会局長」を「健康福祉局長」に改める。

（広島市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正）

11 広島市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和 55 年広島市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「社会局子育て支援担当局長」を「こども未来局長」に改める。

（児童福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正）

12 児童福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和 62 年広島市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「社会局長」を「こども未来局長」に改める。

（広島市障害者自立支援法施行細則の一部改正）

13 広島市障害者自立支援法施行細則（平成 18 年広島市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「社会局障害福祉課」を「健康福祉局障害福祉部障害自立支援課」に改める。

（身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正）

14 身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則（昭和 62 年広島市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「社会局長」を「健康福祉局長」に改める。

（広島市障害者住宅整備資金貸付規則の一部改正）

15 広島市障害者住宅整備資金貸付規則（昭和 55 年広島市規

則第10号)の一部を次のように改正する。

第18条中「社会局長」を「健康福祉局長」に改める。

(知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則の一部改正)

16 知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則(昭和62年広島市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第8条中「社会局長」を「健康福祉局長」に改める。

(広島市子ども療育センター条例施行規則の一部改正)

17 広島市子ども療育センター条例施行規則(昭和49年広島市規則第99号)の一部を次のように改正する。

第23条中「社会局長」を「子ども未来局長」に改める。

(広島市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

18 広島市環境影響評価条例施行規則(平成11年広島市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第47条中「環境局環境保全課」を「環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課」に改める。

第57条中「環境局長」を「環境局エネルギー・温暖化対策担当局長」に改める。

(広島市景観審議会規則の一部改正)

19 広島市景観審議会規則(平成18年広島市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第9条中「企画総務局企画調整部」を「都市整備局都市計画課」に改める。

広島市規則第9号

平成20年3月31日

クロスセクションの設置に関する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

クロスセクションの設置に関する規則

(設置)

第1条 市行政における重要施策を推進するに当たり、市長の権限に属する事務が2以上の局(広島市事務分掌条例(昭和50年広島市条例第81号)第1条に規定する局をいう。以下同じ。)等の分掌事務に関連する場合において、組織間の有機的な連携を計り、もって行政サービスの効率的な提供に資するため、当該重要施策を総合的に推進する庁内横断的な組織として、クロスセクションを設置する。

(名称及び所管事務)

第2条 クロスセクションの名称及び所管事務は、次のとおりとする。

名 称	所 管 事 務
平和施策クロスセクション	平和に関する発信、調査研究、学習等に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務
男女共同参画施策クロスセクション	男女共同参画に関する子育て、就業、啓発等に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務

高齢者施策クロスセクション	高齢者の保健福祉、住宅、交通、生涯学習等に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務
障害者施策クロスセクション	障害者の保健福祉、住宅、交通、就業等に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務
子ども施策クロスセクション	子どもの安全、医療、食育、世代間交流等に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務
エネルギー・温暖化対策クロスセクション	エネルギー・地球温暖化対策に係る事務事業の企画立案及び提言並びに総合調整に関する事務

(組織)

第3条 クロスセクションは、重要施策を主管する局(以下「主管局」という。)の局長又は担当局長、局次長又は部長及び課長又は担当課長並びに当該重要施策に関連のある主管局以外の局の課長若しくは担当課長、広島市立大学の事務局の課長若しくは広島平和研究所の事務長又は次条第2項の規定により充てられる市長以外の執行機関の事務局の課長、担当課長若しくは室長により構成される。

(長、次長、総括スタッフ及びスタッフ)

第4条 クロスセクションに長、次長、総括スタッフ及びスタッフを置く。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議を経た上で、市長以外の執行機関の事務局の課長、担当課長又は室長をクロスセクションのスタッフに充てることができる。

3 第1項の長、次長、総括スタッフ及びスタッフに充てる職は、別表に定めるところによる。

(会議)

第5条 クロスセクションの長は、クロスセクションの所管事務に係る調整等を行うため、1か月に1回以上会議を招集する。ただし、事務の都合により、招集を翌月以降に変更し、又は招集しないことができる。

2 クロスセクションの長は、前項の会議に、必要に応じて、クロスセクションの次長、総括スタッフ及びスタッフ以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 クロスセクションの庶務は、クロスセクションの総括スタッフに充てられる職が置かれる課において処理する。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、クロスセクションの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、1のクロスセクションの運営に関し必要な事項を定める場合においては、クロスセクションの長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

クロス セク ション	クロスセク ションにお ける職位	長，次長，総括スタッフ 及びスタッフに充てる職
平和施 策ク ロスセ ク ション	長	市民局長
	次長	市民局国際平和推進部長
	総括スタッ フ	市民局国際平和推進部平和推進課平和 施策総合推進担当課長
	スタッフ	(1) 市民局の市民活動推進課長，生涯 学習課長，文化スポーツ部の文化振 興課長及び文化財課長並びに国際平 和推進部の平和推進課長，平和推進 課被爆体験継承担当課長及び国際交 流課長 (2) 健康福祉局原爆被害対策部調査課 長 (3) 経済局産業振興部産学官技術振興 課長 (4) 都市活性化局の都市活性推進課長 並びに観光交流部の観光課長及び観 光課修学旅行誘致担当課長 (5) 都市整備局の都市計画課都市デザ イン担当課長並びに緑化推進部の緑 政課長及び公園整備課長 (6) 広島市立大学の事務局教務学生支 援課長及び広島平和研究所事務長 (7) 教育委員会事務局の青少年育成部 育成課長及び学校教育部指導第二課 長
男女共 同参画 施策ク ロスセ ク ション	長	市民局長
	次長	市民局人権啓発部長
	総括スタッ フ	市民局人権啓発部男女共同参画課男女 共同参画施策総合推進担当課長
	スタッフ	(1) 企画総務局人事部の人事課長及び 給与課長 (2) 財政局契約部物品契約課契約制度 改善担当課長 (3) 市民局の市民活動推進課長，生涯 学習課長，市民安全推進課長，勤労 市民課長並びに人権啓発部の人権啓 発課長及び男女共同参画課長 (4) 健康福祉局の高齢福祉部の高齢福 祉課長及び介護保険課長並びに保健 部保健医療課保健指導担当課長 (5) こども未来局の保育課長及びこど も・家庭支援課長 (6) 経済局の地域産業支援課長及び農 林水産部農政課長 (7) 教育委員会事務局の青少年育成部 放課後対策課長並びに学校教育部の 教職員課長及び指導第二課長
高齢者 施策ク ロスセ ク ション	長	健康福祉局長
	次長	健康福祉局高齢福祉部長
	総括スタッ フ	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課高齢 者施策総合推進担当課長

	スタッフ	(1) 企画総務局情報政策部情報政策課長 (2) 市民局の市民活動推進課長，市民活動推進課まちづくり支援担当課長，生涯学習課長，勤労市民課長，文化スポーツ部の文化振興課長及びスポーツ振興課長並びに人権啓発部人権啓発課長 (3) 健康福祉局の健康福祉企画課長，高齢福祉部の高齢福祉課長，高齢福祉課予防担当課長及び介護保険課長，保険年金課長並びに保健部保健医療課の保健予防担当課長及び保健指導担当課長 (4) 経済局の地域産業支援課長及び農林水産部農政課長 (5) 都市整備局住宅部住宅政策課長 (6) 道路交通局の道路交通企画課交通円滑化推進担当課長，道路部道路課長及び都市交通部交通対策担当課長 (7) 教育委員会事務局青少年育成部育成課長
障害者 施策ク ロスセ クシ ョ ン	長	健康福祉局長
	次長	健康福祉局障害福祉部長
	総括スタッフ	健康福祉局障害福祉部障害福祉課障害者施策総合推進担当課長
	スタッフ	(1) 企画総務局情報政策部情報政策課長 (2) 財政局契約部物品契約課契約制度改善担当課長 (3) 市民局の市民活動推進課長，市民活動推進課まちづくり支援担当課長，生涯学習課長，勤労市民課長，文化スポーツ部の文化振興課長及びスポーツ振興課長並びに人権啓発部人権啓発課長 (4) 健康福祉局の健康福祉企画課長，障害福祉部の障害福祉課長，障害福祉課総合相談担当課長，障害自立支援課長及び精神保健福祉課長，保険年金課長並びに保健部保健医療課保健指導担当課長 (5) こども未来局の保育課長及びこども・家庭支援課障害児支援担当課長 (6) 経済局地域産業支援課長 (7) 都市整備局住宅部住宅政策課長 (8) 道路交通局の道路交通企画課交通円滑化推進担当課長，道路部道路課長及び都市交通部交通対策担当課長 (9) 教育委員会事務局学校教育部指導第一課特別支援教育室長
こども 施策ク ロスセ クシ ョ ン	長	こども未来局長
	次長	こども未来局次長
	総括スタッフ	こども未来局こども未来企画課こども施策総合推進担当課長
	スタッフ	(1) 市民局の市民活動推進課長，市民安全推進課長，勤労市民課長，文化

		スポーツ部の文化振興課長及びスポーツ振興課長並びに人権啓発部男女共同参画課長 (2) 健康福祉局の保険年金課長及び保健部保健医療課長 (3) こども未来局のこども未来企画課長、保育課長、保育課保育園運営指導担当課長、こども・家庭支援課長、こども・家庭支援課障害児支援担当課長及び児童相談所相談課長 (4) 都市整備局住宅部住宅政策課長 (5) 道路交通局の道路交通企画課交通円滑化推進担当課長、道路部道路課長及び都市交通部交通対策担当課長 (6) 教育委員会事務局の青少年育成部の育成課長及び放課後対策課長並びに学校教育部の企画課食育担当課長、企画課学校安全対策担当課長、給食保健課長、指導第一課長及び指導第一課特別支援教育室長
エネルギー・温暖化対策クロスセクション	長	環境局エネルギー・温暖化対策担当局長
	次長	環境局エネルギー・温暖化対策部長
	総括スタッフ	環境局エネルギー・温暖化対策部企画課エネルギー・温暖化対策総合推進担当課長
	スタッフ	(1) 企画総務局情報政策部情報政策課長 (2) 財政局契約部物品契約課契約制度改善担当課長 (3) 市民局の市民活動推進課長及び生涯学習課長 (4) 環境局の環境政策課長、エネルギー・温暖化対策部の企画課長、環境保全課長及び環境保全課環境アセスメント担当課長並びに施設部の施設課長及び工務課長 (5) 経済局の地域産業支援課長、産業振興部産学官技術振興課長、工業技術センター技術振興担当課長並びに農林水産部の農政課長、森林課長及び水産課長 (6) 都市活性化局都市活性推進課長 (7) 都市整備局の指導部の建築指導課長及び技術管理課建築管理担当課長、営繕部の営繕課長、営繕課施設保全担当課長、設備課長及び設備課機械設備担当課長、緑化推進部緑政課緑の施策担当課長並びに住宅部住宅政策課長 (8) 道路交通局の道路交通企画課交通円滑化推進担当課長及び都市交通部交通対策担当課長 (9) 下水道局計画調整課長 (10) 広島市立大学事務局総務課長 (11) 教育委員会事務局学校教育部の指導第一課長、指導第一課特別支援教育室長及び指導第二課長

~~~~~

広島市規則第10号

平成20年3月31日

広島市幹部会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市幹部会議規則の一部を改正する規則

広島市幹部会議規則（昭和37年広島市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社会局子育て支援担当局長」を「環境局エネルギー・温暖化対策担当局長」に改める。

第8条第1項及び第2項中「部局の長」の右に「、環境局エネルギー・温暖化対策担当局長及び都市整備局指導担当局長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市規則第11号

平成20年3月31日

広島市企画会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市企画会議規則の一部を改正する規則

広島市企画会議規則（昭和42年広島市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第4項並びに第7条第2項中「社会局子育て支援担当局長」を「環境局エネルギー・温暖化対策担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

広島市規則第12号

平成20年3月31日

広島市区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

#### 広島市区長委任規則の一部を改正する規則

広島市区長委任規則（昭和55年広島市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第17号を同条第19号とし、同条第16号中「介護保険料」の右に「、後期高齢者医療保険料」を、「こと」の右に「（国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の規定により区長等に委任する事務を除く。）」を加え、同条第18号とし、同条第15号中「介護保険料」の右に「、後期高齢者医療保険料」を加え、同条第17号とし、同条第14号中「こと」の右に「（国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の規定により区長等に委任する事務を除く。）」を加え、同条第16号とし、同条第13号中「賦課徴収」の右に「並びに後期高齢者医療保険料の徴収（第12号に掲げる事務を除く。）及びこれに係る付帯金の賦課徴収」を加え、「。次号及び第16号において同じ」を削り、同条第15

号とし、同条第 12 号を同条第 14 号とし、同条第 11 号を同条第 13 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (11) 国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に対するはり・きゆうの施術費の支給に関する事（施術担当者の指定に関する事務を除く。）。
- (12) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 2 条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 6 条及び第 7 条並びに広島市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年広島市条例第 22 号）第 2 条に規定する事務に関する事。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 13 号

平成 20 年 3 月 31 日

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険料等の滞納処分に係る事務の委任に関する規則（昭和 47 年広島市規則第 62 号）の一部を次のように改正する。

本則中「の各号」を削り、本則第 5 号中「、第 26 条及び第 27 条」を「から第 27 条まで」に改め、本則中第 14 号を第 15 号とし、第 11 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号を削り、第 9 号を第 11 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 1 項の規定による保険料
- (10) 広島市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年広島市条例第 22 号）第 11 条及び第 12 条の規定による過料

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 14 号

平成 20 年 3 月 31 日

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市児童相談所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島市児童相談所長に対する事務委任規則（昭和 55 年広島市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 16 号を第 23 号とし、第 15 号を第 22 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (21) 児童虐待防止法第 13 条の 4 の規定による立入調査等の実

施状況等の報告に関する事。

第 2 条第 14 号中「児童虐待の防止等に関する法律」を「児童虐待防止法」に改め、同号を同条第 20 号とし、同号の前に次の 4 号を加える。

- (16) 児童虐待防止法第 9 条の 2 の規定による保護者に対する再出頭要求等に関する事。
- (17) 児童虐待防止法第 9 条の 3 の規定による臨検、搜索等に関する事。
- (18) 児童虐待防止法第 10 条の 3 の規定による臨検等の結果についての報告の受理に関する事。
- (19) 児童虐待防止法第 11 条第 3 項及び第 4 項の規定による保護者に対する指導の勧告、児童の一時保護及び里親への委託等の措置に関する事。

第 2 条第 13 号中「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」を「児童虐待防止法」に改め、同号を同条第 15 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (14) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 8 条の 2 の規定による保護者に対する出頭要求等に関する事。

第 2 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同条第 10 号中「第 56 条第 2 項」を「第 56 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「の負担能力の認定」及び「係るものに」を削り、「限る。」の右に「の負担能力の認定」を加え、同号を同条第 11 号とし、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 1 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 法第 27 条第 6 項の規定による意見の聴取に関する事。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

広島市規則第 15 号

平成 20 年 3 月 31 日

広島市病院事業管理者に対する事務委任規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市病院事業管理者に対する事務委任規則

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定に基づき、広島市総合リハビリテーションセンター条例（平成 20 年広島市条例第 20 号）第 1 条に規定するリハビリテーションセンターに関する事務（同条例第 3 条第 1 号に掲げる身体障害者更生相談所及び同条第 3 号に掲げる自立訓練施設に係るものに限る。）のうち、次に掲げる事務以外のものを広島市病院事業管理者に委任する。

- (1) 予算を調製すること。
- (2) 議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- (3) 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- (4) 過料を科すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

広島市規則第16号

平成20年3月31日

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市衛生事務委任に関する規則の一部を改

正する規則

第1条 広島市衛生事務委任に関する規則（昭和31年広島市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第7号エ及びカ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号キ中「（病院にあつては、ニックス線装置に係るものに限る。）」を削り、同号中ソをチとし、セをタとし、同号ス中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号中スをソとし、シをセとし、サをスとし、コをシとし、同号ケ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号中ケをサとし、同サの前に次のように加える。

コ 第23条の2の規定による人員の増員命令又は業務の停止の命令に関すること。

第1条第1項第7号ク中「診療所」を「病院又は診療所」に改め、同号中クをケとし、同ケの前に次のように加える。

ク 第16条ただし書の規定による医師の宿直の免除の許可に関すること。

第1条第2項中「第3条の表第2号、第3号」を「第3条の表第1号、第2号から第3号まで」に、「及び第14号」を「、第10号の2、第13号の2、第14号、第18号の2及び第26号の2から第26号の9まで」に改める。

第2条第2号を削り、同条第3号中イをウとし、アの次に次のように加え、同号を同条第2号とする。

イ 第17条の規定による健康教育、健康相談及び訪問指導の実施並びに健康手帳の交付に関すること。

第2条 広島市衛生事務委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第16号中アからエまでを次のように改める。

ア 第4条第1項規定による薬局の開設の許可に関すること。

イ 第7条第3項ただし書（第27条において準用する場合を含む。）の規定による管理者に係る許可に関すること。

ウ 第10条（第38条並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による休廃止等の届出の受理に関すること。

エ 第12条第1項の規定による製造販売業の許可に関すること。

第1条第1項第16号中シをハとし、サをノとし、同ノの前に次のように加える。

ニ 第74条の2第1項の規定による医薬品の承認の取消

しに関すること。

ヌ 第74条の2第2項の規定による医薬品の承認事項の一部変更命令に関すること。

ネ 第74条の2第3項の規定による医薬品の承認の取消し及び承認事項の一部変更命令に関すること。

第1条第1項第16号コ中「管理者」を「管理者等」とし、同号中コをナとし、ケをトとし、クをテとし、同号キ中「第72条第4項」を「第72条第3項及び第4項」に改め、同号中キをツとし、同ツの前に次のように加える。

チ 第71条の規定による医薬品等の検査命令に関すること。

第1条第1項第16号中カをタとし、同号オ中「第69条第2項及び第3項」を「第69条第1項から第3項まで」に改め、同号中オをソとし、同ソの前に次のように加える。

オ 第13条第1項の規定による製造業の許可に関すること。

カ 第14条第1項及び第9項の規定による製造販売の承認及び変更の承認に関すること。

キ 第14条第10項の規定による製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理に関すること。

ク 第14条の9第1項及び第2項の規定による製造販売の届出及び変更の受理に関すること。

ケ 第19条第1項の規定による製造販売業の休廃止等の届出の受理に関すること。

コ 第19条第2項の規定による製造業の休廃止等の届出の受理に関すること。

サ 第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可に関すること。

シ 第26条第3項ただし書の規定による販売又は授与の許可に関すること。

ス 第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可に関すること。

セ 第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業及び賃貸業の届出の受理に関すること。

第1条第1項第16号に次のように加える。

ヒ 第77条の4の3の規定による医薬品の回収の報告の受理に関すること。

フ 第77条の6の規定による特定医療機器の販売業者、賃貸業者等に対する指導及び助言に関すること。

第1条第1項第17号中カをツとし、オをチとし、エをタとし、ウをソとし、イをセとし、同号ア中「第44条第1項」を「第44条」に、「交付等」を「交付」に改め、同号中アをスとし、同スの前に次のように加える。

ア 第2条の規定による総取扱処方せん数の届出の受理に関すること。

イ 第4条第1項の規定による製造販売業の許可証の交付に関すること。

ウ 第5条第1項の規定による製造販売業の許可証の書換え交付に関すること。